

平成27年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

4分の1納付

(4分の3

免除)

11,130円

11,150円

11,250円

11,300円

11,500円

11,340円

11,230円

11,280円

全額免除

若年者

納付猶予

学生納付

特例

14,750円

14,790円

14,840円

14,880円

15,000円

15,070円

15,340円

15,130円

14,980円

15,040円

年 度

H16年度(10年度目)

H17年度(9年度目)

H18年度(8年度目)

H19年度(7年度目)

H20年度(6年度目)

H21年度(5年度目)

H22年度(4年度目)

H23年度(3年度目)

H24年度(2年度目)

H25年度(1年度目)

ります。

医療機関を受診する前に

告が必要になります。

追納することによって、 付書の発行依頼は年金事務所までお願いします。 は、さかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。納 保険料免除、 納付猶予の承認を受けた期間で10年以内の期間 免除・ 圓 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912 ただし、

猶予を受けずに保険料を納めてい ることができます。 た方と同じように年金額が計算さ 老齢基礎年金を満額に近づけ

4分の3納付

(4分の1

免除)

3,710円

3,710円

3.750円

3,760円

3,830円

3,780円

3,740円

3,760円

半額納付

(半額免除)

7.370円

7,390円

7,420円

7,440円

7.500円

7,540円

7,670円

7,560円

7,490円

7,520円

すめします。 ので、早めに追納することをおす 当時の保険料に加算金がつきます てから3年度目以降に追納すると 免除・納付猶予を受け

注) 追納は、古い年月の分から順に納めることになっています。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

確認ポイント

○有効期間内の保険証ですか?

付を受けてください。 用できません。新しい保険証の交 有効期限を経過した保険証は使

○社会保険に加入していませんか

喪失されます)。 は社会保険加入時にさかのぼって 続きを行ってください(国保資格 まうと、保険分を返還していただ いって国保の保険証を使用してし 証がすぐに交付されないからと す。社会保険に加入後、 入した場合は、44日以内に喪失手 くことになります。社会保険に加 資格の喪失手続きが必要になりま 社会保険に加入した場合、 社会保険 国保

○交通事故や第三者からの受傷で 交通事故など、第三者から傷病 はありませんか?

受診する際には届け出が必要にな を受けて国民健康保険を利用して の負担割合、 ※収入が無く、どなたの扶養にも 行ってください。 なっていない方は、住民税の申

国保年金係へご相談ください。 ○仕事上の病気やけがではありま せんか?

都合が生じる場合があります。使用前に必ずご確認ください。 負担額が一時多くかかったり、保険が利用できなかったりと不 医療機関を受診するとき、保険証を正しく使用しないと自己

民健康保険は使用できません。 ○高額療養費の申請はお済みです 労災保険の対象となるため、

ますので、 す。申請には領収書が必要になり 該当する方には通知が送付されま を使用される方はご注意ください ると高額療養費が支給されます。 なったとき、申請をして認められ 医療費の自己負担額が高額に 確定申告などで領収書

確定申告は忘れずに!!

担限度額などは申告情報をもとに 決定されます。所得の申告は必ず 国保税の算定や、高齢者の医療 高額療養費の自己負

玉

年金額を満額に近づけるために

追納」

をおすすめします!

国民健康保険証の使用

正しくできていますか?

圓 町民税務課 国保年金係 ☎77 - 3913

固定資産税

来年度は評価替え年度です

ு 町民税務課 課税係 ☎77 - 3915

に見直します。 価格変動を反映させた、 平成27年度は、3年に1度の評価替えの年度です。3年間の 適正で均衡のとれた固定資産の評価額

の見直しを行っています。 度見直すのは実務的に不可能であ ことなどから、3年ごとに評価額 ること、課税事務の簡素化を図る 大な量の土地や家屋の評価を毎年 公平を図るべきところですが、 正な時価を基に課税し、税負担の れば、毎年度評価替えを行い、 税されます。このため、本来であ を基に、課税標準額を算出して課 固定資産税は、「適正な時価」 膨 適

基準とした評価額に据え置かれて 評価替え年度である平成24年度を 場合を除いて、原則として前回の の増改築などの特別な事情がある 家屋の評価は、地目の変換や家屋 え年度ではなかったため、土地と なお、平成25・26年度は評価替

格を修正しています。 合は、評価替え年度でなくても価 格を据え置くことが適正でない場 ただし、地価の下落があり、 価

王地の評価のしくみ

土地の評価は、総務大臣が定め

域内の標準的な宅地の鑑定評価な どを基に評価額が決まります。 の似た区域にグループ分けし、区 の場合は、町内の土地の利用状況 地の現況で認定を行います。宅地 の 1 月 1 日 記簿上の地目に関わらず、その年 に区分され、評価上の地目は、 価方法で行います。地目は9種類 に基づき、地目別に定められた評 る「固定資産(土地)評価基準 (賦課期日) 現在の土 · 登

評価基準の地目 山林・牧場・原野・雑種地 宅地・田・畑・鉱泉地・池沼

■家屋の評価のしくみ

設定)と経年減点補正率(築年数 築費評点補正率(基準年度ごとの 3年間の物価変動を反映した再建 する場合に必要とされる費用)に、 格(同一の場所に同一家屋を新築 の評価基準で算出した再建築価 れた家屋の評価は、平成24年度 による減価率)による補正が行わ 平成26年1月1日までに建築さ 評価額が決まります。

保健推進員募集

健康づくりの輪を広げませんか?

□保健センター ☆77-1891

る新しい仲間を募集します。 ていますが、このたび、平成27年度から一緒に活動してくださ 現在、町では21名の推進員が町長からの委嘱を受けて活動し

自分や家族、地域の皆さんの健康 う団体です。 づくりをすすめるための活動を行 くりに関する正しい知識を学び 町保健推進員協議会は、健康づ

りをしたい方など、一緒に健康づ 問い合わせください。 募集していますので、お気軽にお ランティア活動を通して仲間づく くりの輪を広げていただける方を 料理や運動に興味のある方、 ボ

対象 不定期に活動していただけ 健康づくりに興味があ

る方

活動期間 29年3月までの2年間 平成27年4月~平成 (再任あ

活動内容

- 健康づくりや食育に関する教室 の開催
- 保健センター事業への協力
- 運動や栄養に関する研修会への 参加
- ■申込み 保健センターまでご連 募集期間 絡ください 3月23日月まで





ーキングや料理教室などの活動を通じて、 緒に健康づくりの輪を広げましょう!



7 2015.2 February